

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

インボイスってナニ？

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)>

～令和5年9月

請求書

〇〇株式会社
(株)△△

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
(10%対象		22,000円)
(8%対象		21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス>

令和5年10月～

請求書

〇〇株式会社
(株)△△(T 1234...)

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
10%対象	22,000円	内税 2,000円
8%対象	21,600円	内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

＜区分記載請求書（現行）＞ ～令和5年9月

請求書	〇〇株式会社	株式会社△△
●年●月分		
■月▲日 割りばし	550円	
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円	
合 計	43,600円	
(10%対象	22,000円)	
(8%対象	21,600円)	
※は軽減税率対象		

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＜インボイス＞ 令和5年10月～

請求書	〇〇株式会社	株式会社△△ (T 1234...)
●年●月分		
■月▲日 割りばし	550円	
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円	
合 計	43,600円	
10%対象	22,000円	内税 2,000円
8%対象	21,600円	内税 1,600円
※は軽減税率対象		

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問 (Q&A) などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

